

(3) 実質公債費比率 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度(危険度)を示します。	一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。
(4) 将来負担比率 一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。	一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。
(5) 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。	公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

4. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び他の4特別会計の実質収支は黒字決算となつたことから算定されません。

(1) 実質公債費比率：前年度と比較すると 0.4% 減少していますが、改善の要因は、標準財政規模^(※1)が増加したことによるものです。実質公債費比率は減少傾向にあります。

実質公債費比率の早期健全化基準は 25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

(2) 将来負担比率：前年度の 89.4% と比較すると 18.5% 改善し 70.9%となりました。早期健全化基準は 350%であることから、「安全ライン」にあると言えます。平成 25 年度は学校給食センター建設などの大型事業がありましたが、借入金の額は、平成 24 年度と比較すると約 3 億 8 百万円減の 6 億 5,374 万円となっています。平成 24 年度末の借入金残高 100 億 9,979 万円が、平成 25 年度末では 99 億 2,802 万円と 1 億 7,177 万円減少しました。その借入金には過疎債^(※2)や合併特例債^(※3)といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成 24 年度の 94 億 6,784 万円より 3,083 万円減の 94 億 3,701 万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成 25 年度決算時で約 29 億円であり、単年度の標準財政規模 48 億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は 1 市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

【用語解説】

- ※ 1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しています。
- ※ 2 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の 7 割が交付税措置されます。
- ※ 3 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成 32 年度まで借り入れることができ、借入の 7 割が交付税措置されます。